

役員等の報酬等並びに 費用弁償に関する規程

社会福祉法人あけの星会

社会福祉法人あけの星会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけの星会（以下「法人」という。）の非常勤の役員等の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、次の者をいう。

① 役員

社会福祉法人あけの星会定款（以下「定款」という。）第17条に基づき置かれる者をいう。

② 評議員

定款第5条に基づき置かれる者をいう。

③ 評議員選任・解任委員会委員

定款第6条に基づき置かれる者をいう。

④ 苦情解決に関する第三者委員会委員（以下「第三者委員」という。）

社会福祉法人あけの星会苦情解決に関する規程第4条に基づき置かれる者をいう。

(2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間150,000円以内とする。

(役員及び評議員の出席報酬等並びに費用弁償)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬等並びに費用弁償は、これを支給しないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬等並びに費用弁償は、これを支給しないものとする。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等並びに費用弁償)

第5条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて

法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の出席報酬等並びに費用弁償)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。

- 2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の出席報酬等並びに費用弁償)

第7条 第三者委員が苦情解決に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に出席したときは、別表1により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。なお、同日にあわせて第三者委員に係る業務を行った場合であっても、別表2による報酬等並びに費用弁償は、これを支給しないものとする。

- 2 第三者委員が第三者委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決の業務にあたった場合は、別表2により報酬等並びに費用弁償をその都度現金にて支給するものとする。
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費等)

第8条 役員、評議員及び第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給するものとする。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は原則として、実費を支給する。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後に支給するが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(職員給与との併給)

第9条 職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員会委員に対しては、この規程に基づく報酬等並びに費用弁償を支給しないものとする。

(報酬の算定方法)

第10条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

- 2 計算金額に1円未満の端数が生じたとき、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
(社会福祉法人あけの星会役員費用弁償規則の廃止)
- 2 社会福祉法人あけの星会役員費用弁償規則(平成元年7月1日施行)は、廃止する。
(苦情解決第三者委員費用弁償規程の廃止)
- 3 苦情解決第三者委員費用弁償規程(平成13年11月10日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

この規程は、平成30年10月31日から施行する。

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

別表1（第4条、第6条、第7条関係）

名 称	報酬等（日額）	費用弁償（日額）
役員出席報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円
評議員出席報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円
評議員選任・解任委員会委員出席報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円
第三者委員出席報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円

別表2（第5条、第7条関係）

名 称	報酬等（日額）	費用弁償（日額）
理事及び評議員勤務報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円
監事監査指導報酬等並びに費用弁償	10,000円 (弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の有資格者) 5,000円 (上記以外の者)	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円
第三者委員勤務報酬等並びに費用弁償	6,000円	角田市内居住者 2,000円 角田市外居住者 4,000円

別表3（第8条関係）

名 称	旅費	宿泊費（1夜につき）	日当（1日につき）	政令指定都市移動交通費（1日につき）	その他
役員、評議員及び第三者委員出張旅費等	実費	13,000円	3,000円	3,000円 ただし、業務先が政令指定都市の場合に限る。	実費